

平成20年8月4日
農林水産省生産局

第1回家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会の概要

記

1. 日時

平成20年6月27日(金)14:30～17:10

2. 場所

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館1219～1221号会議室

3. 出席者

委員

犬伏委員、大森委員、川上委員、新山委員、西迫委員、信國委員、平位委員(代理出席)、廣川委員、松本委員、吉村委員

事務局

生産局長、畜産部長、畜産振興課長、畜産振興課畜産技術室長、畜産振興課課長補佐(企画班、家畜改良推進第1班、家畜改良推進第2班、家畜改良センター調整班、個体識別活用班、技術第1班)等

4. 議事概要

信國委員を座長に選出した後、事務局から「家畜改良増殖制度の概要及び課題」、「地方分権改革推進委員会第1次勧告」、「家畜改良増殖制度に関する関係者の主要な意見等」について説明が行われ、その後、質疑応答と意見交換が行われました。委員からの主な発言は以下のとおりでした。

(1) 種畜検査・種畜証明制度について

- ・家畜改良センターと都道府県の経費負担について分析が必要ではないか。
- ・種畜検査・種畜証明に必要な検査項目を検討し、他の検査で代替できるものは整理するべきではないか。
- ・種畜検査では、家畜伝染病予防法の対象疾病検査に加え、さらに追加されている疾病検査があるが必要なのか検討するべき。
- ・都道府県による臨時種畜検査は残してほしい。
- ・都道府県の職員が実施した臨時種畜検査も、農林水産大臣が証明書を発行すると

という仕組みを検討できないか。

- ・育種価評価を踏まえた等級判定の検討が必要ではないか。
- ・乳牛は育種価評価が年3回行われており、年1回の種畜検査では育種価評価による等級判定は馴染まないのではないか。
- ・数値による部分と人の主観が入る部分とを仕分けして、数値にできない部分は全国共通の基準が必要ではないか。

(2) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植について

- ・衛生管理が徹底された施設であれば、獣医師の指示の下、人工授精師でも(体内受精卵の)採卵ができるよう検討できないか。
- ・家畜人工授精用精液証明書の裏に譲渡先を記載することとされているが、事務量が多く大変である。今の仕組みで完結ではなく発展する形を考えてほしい。
- ・精液の流通の在り方をどう考えるのか。規制するのであれば、なぜ規制をする必要があるのか整理が必要ではないか。
- ・新しい技術にどう対応して、どう支援するのかという観点で、民間や改良センターの取り組み状況の整理が必要ではないか。

(3) 家畜登録制度について

- ・畜種それぞれの実情に併せて検討する必要ではないか。
- ・法律上、登録に対する国の関与は限定的であり、検討会においてどの範囲まで議論するのか整理が必要ではないか。

(4) 家畜改良増殖に関する指針について

- ・国としての改良方針は必要だが、家畜改良増殖目標という表現ではなく、家畜改良の基本的な考え方、基本方針としたほうが現実的ではないか。
- ・放牧酪農などの多様な経営をどのように扱うのかの議論が必要ではないか。
- ・乳牛、肉牛以外の畜種は増殖目標を前提にした改良が行われていない。
- ・改良増殖目標を定める畜種について見直しが必要ではないか。
- ・定めた目標をどのように達成させるのかが大切。
- ・脂肪交雑だけでなく、繁殖能力、飼料の利用性についても検討が必要ではないか。
- ・諸外国のような、飼料改良と家畜改良をセットで目標を設定するような観点も必要ではないか。
- ・具体的な数値目標が設定された項目だけ改良が進んでしまった面が否めない。
- ・国民に安くて美味しい肉を供給し、自給率を向上させる目的で改良に取り組むべきではないか。

以上